### 総務文教委員会

令和 3 年 11 月 30 日 (火) 時 分~ 時 分 全 員 協 議 会 室

【委員】 永見委員長、三浦副委員長 肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】砂川副市長 (総務部) 坂田総務部長、山根人事課長

【事務局】下間書記

#### 【議題】

- 1 議案第82号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第83号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第84号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

# 令和3年12月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

(総務文教委員会)

## 新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
  - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後(案)」が改正後の内容
  - (2) 改正のある条のみ表記
  - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
  - (4) 変更のある箇所を下線で表記

#### 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例(平成●●年浜田市条例第●●号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(見出し)	(見出し)
第●条 市長は、○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 2 [略]	第●条 市長は、○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 [略]

## 目 次

議案第82号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給	•••	1ページ
	に関する条例の一部を改正する条例について		
議案第83号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	•••	3ページ
	について		
議案第84号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について		4ページ

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年浜田市条例第40号)新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正後 (案)

(特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等) 第8条 [略]

[略]

3

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年浜田市条例第40号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の160」とする。

現行

- (特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等) 第8条 [略]
- 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年浜田市条例第40号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の155」とする。
- 3 〔略〕

浜田市職員の給与の支給に関する条例(平成17年浜田市条例第57号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後 (案)
(期末手当)	(期末手当)
第26条 〔略〕	第26条 〔略〕
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額
に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応	に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応
じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
[略]	〔略〕
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分</u>
<u><b>の127.5</b></u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	<u><b>の120</b></u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。
4~6 〔略〕	4~6 〔略〕

(下線部分が改正箇所)

現行

改正後 (案)

(期末手当)

第4条 「略〕

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した 者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受 けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合 計額に100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間に おけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了 の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当 該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の 受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引 き続き議員の職にあったものとする。

 $(1) \sim (4)$  「略〕

[略]

(期末手当)

第4条 「略〕

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した 者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受 けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合 計額に100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間に おけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了 の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当 該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の 受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引 き続き議員の職にあったものとする。

 $(1) \sim (4)$  「略〕

「略〕

浜田市長等の給与に関する条例(平成17年浜田市条例第54号)新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(期末手当)	(期末手当)
第4条 〔略〕	第4条 〔略〕
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した
者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受	者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受
けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額	けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額
に <u>100分の160</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけ	に <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけ
るその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に	るその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に
定める割合を乗じて得た額とする。	定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) 〔略〕	(1)~(4) 〔略〕